

アジア観光誘客（シンガポール）
企画運営業務
公募型プロポーザル

仕様書

令和6（2024）年3月
郡山市産業観光部観光課

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、アジア観光誘客（シンガポール）企画運営業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他郡山市（以下「本市」という。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 本業務の目的

本市では、令和5年度に実施した「海外旅行会社等招請モニターツアー企画運営業務」において、シンガポールから旅行会社を招請し、ファムツアーを実施したところである。その結果、シンガポールをアジア観光誘客事業のひとつの対象国と定め、シンガポールの旅行会社（以下「旅行会社」という。）に対する継続的なセールスコール、商品造成の働きかけを行い、アジア観光誘客戦略を推進することを目的に本業務を実施する。

3 提案の留意事項

- (1) 本業務の対象地域は、「シンガポール」とする。
- (2) 提案上限金額の範囲内で、独自の有効な誘客施策の提案を実施することができる。
- (3) 提案に当たっては、本市ウェブサイト上の「旅行会社向け提案資料」を確認の上、提案すること。

※参考 本市によるシンガポールへの取組

年度	施策	主な意見
令和5年度	夏期（9月上旬）に旅行会社2社から2名、ランドオペレーター1名、冬期（1月中旬）に旅行会社2社から2名、ランドオペレーター1名のファムツアーを実施【行程は別紙1のとおり】 (招請した旅行会社) ・X-TREKKERS ・EU Asia Holidays ・インアウトバウンド仙台・松島 ・JOY0J ・JTB Singapore	【良い点】 想像以上の観光資源があり、食コンテンツについて高評価。 【改善点】 英語の受入環境整備、他のエリアとの違いの可視化、広域エリアとの組み合わせの提案

第2 委託業務の内容・要求水準等

1 広域行程サンプル（モデルルート）の造成

本市での消費額増大を図るためにも、本市を起点として他のエリアを組み合わせた広域行程を作成し、本市へ誘客を図ることが重大と考えられることから、旅行会社に提案できるよう広域行程サンプル（モデルルート）を以下のとおり造成すること。なお、各項目の詳細については、企画提案書内で提案すること。

- (1) 本市を含んだ福島県内・東北各県・北関東圏など主要観光地の周遊ルートとすること。
- (2) 団体向けルート・FIT向けルートを2パターン造成すること。
- (3) 本市への滞在について、日帰り・1泊・2泊の3パターンで造成すること。
- (4) 造成に当たっては、旅行者の発着空港を想定し造成すること。

例：仙台空港インアウト、成田・羽田空港インアウト

- (5) 造成したルートについては、SEO対策を実施したランディングページとなるページを作成すること。作成したランディングページは、一般社団法人郡山市観光協会（以下「観光協会」という。）ウェブサイト内ページとして掲載すること。なお、観光協会の掲載に当たっては、ウェブサイトの運営会社と調整の上、実施すること。
- (6) 造成したルートについては、旅行会社に直接手渡しで提案できるようにPowerPointでも作成すること。なお、印刷データの成果品は求めない。
- (7) 広域行程の造成の中で、コンテンツの磨き上げが必要な場合、助言等を行うこと。
- (8) 前項のコンテンツに対し、不足しているタリフシートについては、作成のための助言等を行うこと。

2 旅行会社へのセールスコールの実施

旅行会社に対するセールスコール、商品造成の働きかけを以下のとおり行うこと。なお、各項目の詳細については、企画提案書内で提案すること。

- (1) 旅行会社の取り扱いツアーのうち、既に福島県及び近隣を含むツアーはあるが、本市が入っていない場合、ツアー行程に本市を加えてもらえるよう旅行会社に対して提案を実施すること。
- (2) 旅行会社の取り扱いツアーのうち、本市、福島県及び近隣を含むツアー販売がない場合、ツアーへの新規組み込みや顧客への提案を旅行会社に対して提案を実施すること。
- (3) 旅行会社の提案には、第2の1で造成した広域行程をサンプルとして活用すること。
- (4) セールスコールは、5社以上実施すること。
- (5) 各社からフィードバックを収集すること。
- (6) 本市で実施の想定はしていないが、必要に応じてファミツアーを提案することができる。

3 将来の受入体制・環境整備に向けた現状整理

外国人観光客を受け入れるにあたり、受入体制・環境整備に向けた現状整理を以下のとおり、実施すること。各項目の詳細については、企画提案書内で提案すること。

- (1) 本市の改善点・課題の整理を行うこと。
- (2) 整理を行う上で、英語対応ができる宿・飲食店の有無、通訳・ガイドの有無、ランドオペレーターの有無等を調べて実施すること。
- (3) 必要に応じて、関係する事業者へヒアリングを行い、現状をまとめること。なお、詳細なEBPM

ではなく、今後取り組むための方向性を求めるものとする。

(4) セールスコールの際に、整理した現状を活用すること。

4 次年度への提案及び報告書の作成

業務の成果がわかるよう実施報告書を作成すること。また、報告書内には、本市が今後実施すべき取組を記載すること。

第4 成果品

1 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。

成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾なしに使用、公表してはならない。

No	成果品	形式	提出期限
1	実施報告書	任意様式・A4・縦型	令和7年1月31日
2	広域行程（モデルルート）	PowerPoint	〃
3	デジタル上の広域行程	—	〃

2 実施報告書の規格及び提出先

(1) 原則、A4版、縦型、横書きとし、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データで提出すること。

(2) 提出先は、郡山市産業観光部観光課とする。

(3) その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。

第4 その他留意事項

1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。

2 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。

なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。

3 本業務の実施に当たっては、本市と十分な協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。

また、本市に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。

4 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。

5 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。

6 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

7 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

8 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

9 令和6年4月1日以降に所属名称が変更した場合には、観光課と読み替える。